

令和6年度福岡県特定行為研修推進事業費補助金について

福岡県では、看護師の特定行為研修を受講しやすい環境を整備し、研修の受講を促進するため、受講費用の一部を補助しています。

【補助の概要】

- 補助対象者 勤務する職員の特定行為研修の受講費用を負担する県内施設（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、指定訪問看護事業所）
- 対象経費 研修の入学料、受講料
- 補助基準額 受講者1人当たり、700千円
- 補助額 基準額と実支出額を比較して、低い額に補助率（1/2）を乗じた額（訪問看護ステーションの場合は2/3）

- 留意事項
 - ・ 指定研修機関に所属する職員が受講した場合も、補助対象になります。
 - ・ 交通費や宿泊費は補助対象経費になりません。
 - ・ **受講者への貸付（貸付と同様の状態であるものを含む）は補助対象経費になりません。**
 - ・ 令和6年度の補助対象となるのは、特定行為研修の修了日が「令和7年3月31日」までのものです。
 - ・ 研修期間が2年度にわたる研修については、研修修了日の属する年度に交付申請をしてください。（例：令和5年10月から令和6年9月までの研修 令和6年度に交付申請）

- その他
福岡県庁ホームページに令和6年度補助事業の補助希望調査や交付申請に関する情報等を掲載していますので、ご確認ください。
(URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r6-tokuteikoui.html>)

看護師の特定行為とは	特定行為研修を受講することで、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書により、速やかに患者への診療の補助が可能となる38の行為です。 なお、 <u>介護職員等による喀痰吸引等の行為とは異なります</u> のでご注意ください。
看護師の特定行為研修とは	厚生労働大臣が指定する指定研修機関が実施します。 講義、演習または実習によって行われ、多くの指定研修機関が、「e-ラーニング」を導入しており、6か月～1年間で修了することができます。 (指定研修機関や区分別科目により異なりますので、詳しくは、各指定研修機関の募集要項をご確認ください。)
特定行為研修を受講するメリットとは	医師・歯科医師が患者にすぐ対応できない場合でも、特定行為研修を修了した看護師があらかじめ作成された手順書によりタイムリーな対応を行うことができます。 患者を待たせない速やかな対応が可能になるため、治療効率の向上や医師の負担軽減など、提供できる医療の質の向上が見込まれています。

○ お問い合わせ先

福岡県 保健医療介護部 医療指導課 医師・看護職員確保対策室
TEL：092-643-3276（直通）
E-mail：ishikango@pref.fukuoka.lg.jp

